

『ひらつか☆スターライトポイント』 取扱加盟店、販売店及びマーレ取扱店 募集要項

新規店用

平塚市では、キャッシュレス決済の推進事業として、また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年度（2020年度）にプレミアムありの電子商品券

「ひらつか☆スターライトポイント」（以下「ポイント」）

を実施しました。

令和3年度（2021年度）は、これに加えて、

電子マネー類似機能の「ひらつか☆スターライトマネー」（以下「マネー」）

行政ポイント機能の「ひらつか☆スターライトマーレ」（以下「マーレ」）

を加え、3つの機能で実施します。

加盟店・・・ポイント及びマネーを使用できる店舗

販売店・・・ポイント及びマネーを現金と引き換えにスマホ等の端末にチャージする店舗

マーレ取扱店・・・加盟店のうち総務省の地場産基準に適合する店舗で、マーレ取扱店になることを希望する店舗

1 ポイントの発行について

- (1) 名 称 ひらつか☆スターライトポイント
- (2) 発行額 9億4,800万円（内プレミアム分：1億5,800万円）
- (3) プレミアム率 20%
- (4) 購入対象 平塚市在住者のみ
- (5) 販売価格 5,000円（1ポイント1円）
※6,000円分のポイントを現金5,000円で販売
購入上限額：1人あたり20,000円（ポイント24,000円分）
- (6) 申込期間 令和3年6月1日（火）から令和3年6月20日（日）まで
※申込が予算額超過の場合は抽選し、当選者のみ（7）での購入が可能
- (7) 購入期間 令和3年7月1日（木）から令和3年7月14日（水）まで
販売店で現金と引き換えによるチャージが可能
- (8) 有効期限 令和3年12月31日（金）まで

2 マネーの発行について

- (1) 名 称 ひらつか☆スターライトマネー
- (2) 発行額 5億円
- (3) プレミアム率 なし（0%）
- (4) 購入対象 平塚市内、市外の居住地の制限なし
- (5) 販売価格 購入上限額：1人あたり50,000円
上限額を超えない範囲で複数回のチャージが可能
- (6) 購入期間 令和3年8月1日（日）から令和3年10月31日（日）まで
販売店で現金と引き換えによるチャージが可能
- (7) 有効期限 令和3年12月31日（金）まで
- (8) その他 実証実験として実施

3 マーレの発行について

- (1) 名 称 ひらつか☆スターライトマーレ
- (2) 発行額 未定
- (3) 付与期間 調整中
- (4) 有効期限 令和4年3月31日（木）まで
- (5) その他 マーレは平塚市が直接付与するものであるため、販売店でのチャージはありません。
まずは、市外在住者から平塚市へのふるさと納税（寄附金）の返礼品として実施します。（返礼率30%を予定）
追って、マーレの付与の対象となる事業を拡大する予定です。

4 ポイント、マネー又はマーレの利用対象にならないもの

- (1) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (2) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (3) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (6) 商品券の交換または売買
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除くものに係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）
- (11) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、有効期限がポイント、マネー又はマーレの使用期限を超えるもの
- (12) その他、各加盟店又はマーレ取扱店が指定するもの

5-1 加盟店の要件

平塚市内に事業所を有する個人又は法人であり、次の各号のいずれにも該当しない方が応募することができます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者のうち、同条第4項を除く者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関する者
- (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他市長が不適当と認める者

5-2 加盟店の遵守事項

- (1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染予防策を講じること。

- (2) 加盟店のポスター等を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- (3) 特定取引において、ポイント及びマネーの利用を拒まないこと。
- (4) その他、「平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業実施要綱」の趣旨に反すると認められる行為をしないこと。

5-3 加盟店の取消等

この募集要項及び「平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業実施要綱」に違反する行為が認められた場合、加盟店の認証を取り消す場合があります。また、不正な行為により損害金が発生したときは請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合があります。その場合、ポイント及びマネーの売上に係る資料の提出などを求めます。

6 販売店について

上記「5 加盟店」のうち、次の各号のいずれにも該当する方は、利用者が販売店にも応募（限定230店舗予定）することができます。

なお、販売店には、ポイント及びマネーのチャージ用端末（以下、「チャージ用端末」という。）を貸与（無償）します。また、ポイント販売額については、5%を協力金としてキャッシュバック（大型小売店除く）します。

※230店舗を超える販売店の応募があった場合は、利用者の利便性を最優先に考慮したうえで、既存店舗も含めた抽選とします。

※マネー販売におけるキャッシュバックはありません。

- (1) 平塚商工会議所の会員である者（会費の滞納がない者）
- (2) 利用者に対して、スマートフォンへのアプリのインストールやアプリの操作支援等を行える者
- (3) ポイント及びマネーの販売金を適切に管理し、指定の方法により、期日までに振込を行える者
- (4) 無償貸与するチャージ用端末を適切に管理し、事業終了後、速やかに返却することができる者

7 加盟店（販売店）の登録（新規用）

加盟店（販売店）として新規に登録しようとする事業所（店舗）は、申込期限までに次のウェブサイトを通じて「加盟店（販売店）の登録」フォームに必要事項を登録してください。

なお、加盟店（販売店）の登録料は必要ありません。

↓スターライトポイント ウェブサイト
<https://hiratsuka.yomsubi.com/>

QRコード→



- (1) 申込期限：令和3年5月10日（月）から令和3年5月21日（金）まで
- (2) 申込方法：上記登録ウェブサイトによる電子申請
- (3) その他：登録内容については、本事業の受託者（民間会社）や協力団体である平塚商工会議所と情報共有しますのでご了承ください。

8 マーレ取扱店の登録

上記「5 加盟店」のうち、総務省の定める地場産基準に該当する店舗で、**マーレ**取扱店になることを希望する店舗が登録できます。

地場産基準（要約） （平成 31 年総務省告示 179 号第 5 条より）

区域内で、

- 生産（1号該当）
- 原材料の主要部分が生産（2号該当）
- 製造、加工などの過程で主要部分が行われており、相当の付加価値がある（3号該当）
- 役務の提供、これに準じるもので、平塚市に相当程度関連性あり（7号該当）

今回は、地場産基準に該当する業種を設定しています。

上記「7 加盟店（販売店）」の登録の後、該当する業種については**マーレ**取扱店に登録することが可能です。

なお、**マーレ**取扱店の登録料は必要ありません。

9 その他

「ひらつか☆スターライトポイント」は、お客様のスマートフォンにインストールする専用のアプリを用いて、お客様と直接商品券や現金のやり取りをすることなく決済ができるものです。

加盟店及び**マーレ**取扱店には、会計時に必要となる「QRコード」（無償）やポスター等をお送りします。

なお、加盟店、販売店及び**マーレ**取扱店に登録するための費用は一切必要ありません。



キャッシュレス決済のメリット

- ① 「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済の推進
新型コロナウイルス感染症の感染予防の一つとして、キャッシュレス決済の導入が推奨されています。
- ② 換金手続きが不要
紙版商品券では、使用された商品券を換金窓口（金融機関等）にお持ちいただき、換金手続きを行っていましたが、この事業では、取引（決済）データに基づき、自動的に振込が行われます。
- ③ 会計時の負担軽減
紙版商品券は、釣銭を出すことができないため、会計の際に商品券に現金を加えて支払われるケースがほとんどでしたが、この事業では1円単位で使用でき、支払いの操作もお客様が行いますので、会計時の負担が軽減されます。
- ④ 効果的な情報発信
この事業の利用者は、専用のアプリを入手することになりますが、このアプリには、支払い機能のほかにも、加盟店独自のクーポン券の発行やお知らせをする機能が搭載されているため、きめ細かで効果的な情報発信が可能となります。

10 お問い合わせ先

〈ひらつか☆スターライトポイント事務局〉

電話 0570-550-321（平日10:00~17:00）

e-mail hiratsuka@felicapocketmk.co.jp

※オペレーターが「プレミアム商品券事務局です」と応答しますので、「ひらつか☆スターライトポイントについて問い合わせです」、とお伝えください。

〈事業実施団体〉

平塚市 産業振興部 産業振興課

住所 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号（平塚市役所本館5階）

電話 0463-21-9758（平日8:30~17:00）

FAX 0463-35-8125

e-mail sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

〈協力団体〉

平塚商工会議所 地域振興課

住所 〒254-0812 平塚市松風町2番10号

電話 0463-22-2512（平日8:30~17:00）

FAX 0463-24-0079